

建 第 7 2 9 8 号
令和6年3月19日

一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会
会長 内田 要 様

佐賀県 県土整備部
建築住宅課長 諸石 知啓

業務報告書の提出率向上について（依頼）

日頃より、本県の建築士事務所登録業務にご協力いただき誠にありがとうございます。
本県では令和4年度の業務報告書の提出率が36.4%と全国で最も低く、令和5年度も改善が見られない状況となっております。

建築士法第23条の6により、建築士事務所の開設者は実績の有無に関わらず毎事業年度経過後3月以内に業務報告書を提出する必要があります。また、建築士法第40条第10号により業務報告書未提出の建築士事務所については、30万円以下の罰金と定められています。

今後も改善がされないのであれば、来年度以降、罰則規定の適用も検討せざるを得ない状況であると考えています。

貴協会につきましては、会員の皆様へ業務報告書の提出の徹底をご周知いただきますようお願いいたします。

【参考】建築士法（抜粋）

（設計等の業務に関する報告書）

第二十三条の六 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第十章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 十 第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出したとき。

佐賀県 県土整備部 建築住宅課
建築指導担当

TEL : 0952-25-7165

FAX : 0952-25-7316

Mail : kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp